

## 子どものこころ専門医規約

### 第1条（目的）

子どものこころ専門医制度は、医学的見地から子どもと家族への支援を行い、学校や公的機関と連携することで、子どもの心の健全な成長発達を支援する医師の養成を目的とする。

### 第2条（専門医）

子どものこころ専門医は、小児心身医学、発達行動小児科学、児童青年期精神医学の専門家として、子どもの心の諸問題および、それに関連するさまざまな身体的問題に対し、全人的視点に立って診療を行い、標準的医療を提供できる医師をいう。

### 第3条（資格）

子どものこころ専門医資格は、次の要件を満たした者が申請し、所定の試験に合格した場合に与えられる。なお、2025年3月までは別に定める特例措置を設ける。

1. 小児科専門医あるいは精神科専門医を所持している
2. 子どものこころ専門医研修施設群における3年以上、36単位以上の研修を修了している
3. 筆頭者として、子どもの心の診療に関する学会発表2回以上、あるいは論文発表1編以上の研究業績がある

### 第4条（有効期限と更新）

専門医の有効期限は5年間とする。資格の継続を希望する者は、有効期限までに所定の更新手続きをとらなければならない。

### 第5条（資格の喪失）

所定の手続きを取らなかった場合、有効期限を過ぎれば専門医資格は失われる。ただし、別に定める事情に該当するときには、更新猶予の手続きをすれば、一定期間更新を猶予する。更新猶予期間中は子どものこころ専門医を呼称できない。

### 第6条（資格の休止）

諸事情によって専門医としての活動が困難な場合は、専門医の休止を申請することができる。休止を認められた期間中は、子どものこころ専門医を呼称できない。

### 第7条（資格の剥奪）

子どものこころ専門医として相応しくない行動があった場合には、理事会の議決および

社員総会の承認のもと、資格を剥奪されることがある。

第8条（専門医の公表）

専門医資格を与えられたものは、その氏名と所属を子どものころ専門医機構ウェブサイト公表する。

第9条（細則および整備基準）

本規約の他に、子どものころ専門医制度細則および整備基準を定め、実際の運用を行う。

第10条（規約の変更）

本規約を変更するには、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得る必要がある。

第11条（附則）

本規約は、令和6年4月1日から施行する。